

企年連発第 20 - 1 号
平成 22 年 1 月 25 日

規約型企業年金 事業主 殿
企業年金基金 理事長 殿

企業年金連合会
理事 熊沢 昭佳
(公印省略)

国の保有する住所情報の照会手続きの一部変更について

平素は連合会の事業運営につきまして、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 21 年 11 月から確定給付企業年金の規約型企業年金を実施する事業主及び企業年金基金(以下「事業主等」という。)におかれても、当連合会を經由して社会保険庁(当時)の保有する住所情報の照会が可能となったところですが、この度、厚生労働省から通知「国の保有する住所情報の確定給付企業年金への提供について」(平成 22 年 1 月 4 日年企発 0104 第 1 号)が発出されたことにより、当連合会への照会手続きが一部変更となりました。

つきましては、今後、当連合会へ住所情報の照会を希望される場合には、下記の通りお手続きくださいますようお願いいたします(網かけ部分が主な変更点)。

また、各手続き等の詳細につきましては、当連合会ホームページ上の「住所情報照会事務処理要領 平成 22 年 1 月改訂版」をご確認のうえ、お取扱いいただきますようお願いいたします。(URL：http://www.pfa.or.jp/nenkin/jusho_joho/)

なお、この度の当連合会の一連の事務取扱いにつきましては、厚生労働省と協議のうえ行っておりますことを念のため申し添えます。

記

住所情報照会に必要な手続きについて

(1) 住所情報照会に係る事前手続きについて

事業主等は日本年金機構理事長へ国の保有する住所情報の提供について「申出書」を提出することが必要です。(既に提出されている場合には不要)

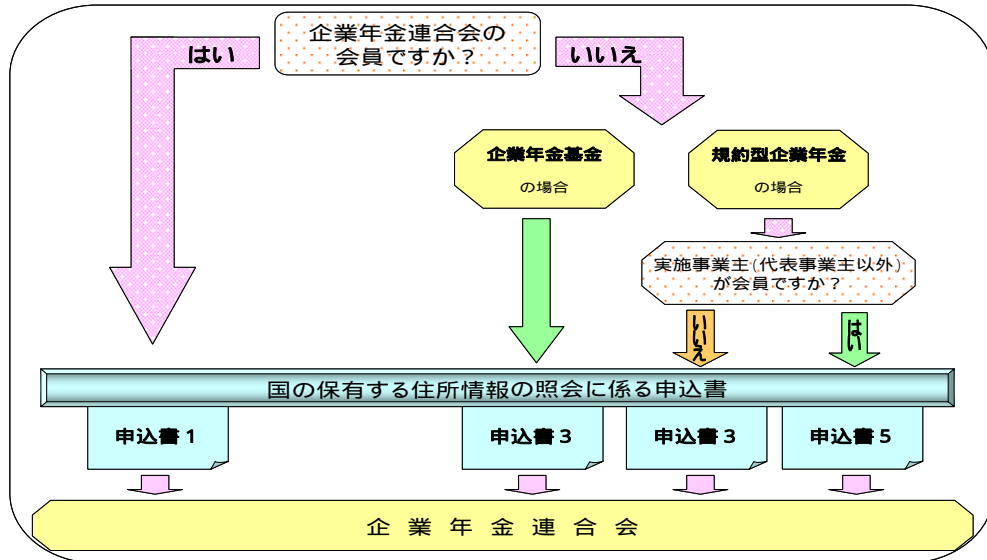
「申出書」を提出後、当連合会に「国の保有する住所情報の照会に係る申込書」*1(以下「申込書」という。)により、住所情報照会の申込み手続きを行ってください(初回のみ)。(既に提出されている場合には不要)

*1:「申込書」は、連合会の会員、非会員とで様式が異なるため、後述の「(2) 住所情報照会に使用する申込書について(連合会会員・非会員別フローチャート)」において使用する「申込書」をご確認ください。

連合会への「申込書」については毎月末までの受付分を記録提供係で取りまとめ、翌月上旬に厚生労働省年金局に前記の「申出書」が提出されているか確認を行った後に、連合会の「受領書(会員用)」または「受領書(非会員用)」*2を送付いたします。

*2：非会員には住所情報照会専用の登録番号を併せて通知いたしますので、住所情報照会依頼の際にはこの登録番号を使用してください。また、住所情報の照会等事務に要する諸経費（人件費、送付料、消耗品等）のお支払をお願いいたしますのでご了承ください。当連合会から「受領書」が到着した後、当連合会あて住所情報照会の依頼を行ってください。

（２）住所情報照会に使用する申込書について（連合会会員・非会員別フローチャート）



住所情報の照会方法及び提供方法について

（１）住所情報照会の依頼方法について

住所情報照会は、「住所照会依頼書」と住所不明者にかかるデータ（電子媒体（CD-R・FD）または住所照会票）を毎月10日（締切日当日が土日休日の場合は翌営業日）までに当連合会に提出してください。

（２）住所情報の提供について

住所情報照会対象者の「基本項目」*3 が、日本年金機構で管理している「基本項目」*3 と一致（または日本年金機構が管理する変更履歴の検索により変更前の基本項目と一致）した場合に住所情報が提供されます。

しかし、提供された住所情報は、照会時点で国が保有している住所のため、現在（直近）の住所と相違する場合があります。また、住所不明等により住所情報が提供されない場合もありますので、予めご了解ください。

*3：「基礎年金番号」「氏名（カナ）」「生年月日」「性別」の4項目。

（３）住所情報の提供方法及び提供時期について

住所情報の提供を受ける媒体（CD-R・FDまたは帳票）については、「申込書」にて選択していただきます。

住所情報の照会から提供までは通常2ヶ月を要しますが、照会件数が多い場合は3～4ヶ月かかる場合もありますので、予めご了承ください。

以上

[お問合せ先]

企業年金連合会 年金サービスセンター
年金記録課 記録提供係

T E L 03 - 5401 - 8737

F A X 03 - 5401 - 8740

E - m a i l teikyou@pfa.or.jp